

[事案 2020-7] 特定疾病保険金支払請求

・令和2年9月25日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないとして保険金が支払われなかったことを不服として、特定疾病保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

急性心筋梗塞により、経皮経管的冠動脈形成術の手術を受けたことから、平成9年9月に契約した終身保険にもとづき給付金を請求したところ、手術給付金は支払われたが、約款上の支払事由に該当しないとして、特定疾病保険金は支払われなかった。しかし、以下等の理由により、特定疾病保険金を支払ったうえで、本手術後の特約保険料を返還してほしい。

- (1)心筋梗塞の緊急手術後、医師から60日間の労務制限に相当する口頭指示を受けた。手術後は絶対安静で24時間程度はトイレも行けない状態であり、退院時には1週間ごとに来院するよう指示を受け、退院から1か月後には、1か月おきに来院するように指示されていた。その間、主治医から激しい運動は控えるよう指示があった。
- (2)給付金請求時に、募集人から「心筋梗塞でも60日間の労務制限が確認できなければ特定疾病保険金は支払われない。」といった説明はなかったが、仮に説明があればその時点で特約を解約していた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)特定疾病保険金の支払事由に該当するためには、急性心筋梗塞の発症だけではなく、60日以上労働制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたことが必要であるが、このような医師の診断が存在したか不明であり、支払事由が発生したとは認められない。
- (2)募集人は、申立人に対し、特定疾病保険金が支払われなかった理由について、「手術報告書には、60日以上労働制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたことが記載されていないため。」と説明し、新たな診断書を取り付けることができれば査定し直すことを伝えたところ、お金や時間がかかるのでそれはしないと返答された。
- (3)給付金請求前にも、募集人は、申立人に手術の経緯を尋ねた際、60日の労働制限があれば支払対象となる旨を伝えている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金請求時の状況等および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、手術後に申立人に60日以上労働の制限を必要とする状態が継続していたとは認められず、また、募集人の説明がなく解約の機会を失ったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。